北海道教育委員会 公 報

令和2年(2020年)3月31日 (火曜日)

第6239号

	目	次	
教育委員会規則 ○北海道教育庁組織規則等の ○教育職員の業務量の適切な ○北海道立学校における学校 正する教育委員会規則	・管理等に関する で運営協議会の影	教育委員会規則…	13
教育委員会訓令 ○北海道教育委員会の任命に係 共同訓令(北海道・北 ○北海道青少年健全育成推進本 教育長訓令 ○機構改正に伴う関係教育長訓	海道教育委員会 新設置規程を廃	き・北海道警察本部 記 止する訓令⋯⋯⋯⋯	川令) ·······1 [,]
~~	~~~~~		~~
	~~~~~~~~~~	~~~~~~~	~~ <b>&gt;</b>
	組織に関し、次の びICT教育推議 で に隔授業準備室を記 を を を を を で は で は で は で は で は で は で ま で ま で ま う に る に る に る に も ま う に も ま う に も ら り た り ま り と り た り ま り と り と り と り と り と り と り と り と り と	のとおり改めることと 生課を設置すること。 设置すること。 事務を整理すること。	則を制定することとした。 した(第1条関係)。
•	関の組織に関し、	部又は職員の所掌事	務を整理すること(第2条・
<ul><li>(2) その他関係する教育委</li><li>◆教育職員の業務量の適切</li><li>1 趣旨</li><li>公立の義務教育諸学校等</li><li>職員が正規の勤務時間及び</li></ul>	員会規則の一部で 同な管理等に関する の教育職員の給 でれ以外の時間	改正を行うこととした る教育委員会規則(教 与等に関する特別措置 こおいて行う業務の量	(附則第2項関係)。
2 内容	とした。		上限を定め、教育職員の業務
◆北海道立学校における学 育委員会規則(教育委員 1 趣旨 地方教育行政の組織及び	校運営協議会の (会規則第4号) ド運営に関する法 規定が削られる、	設置等に関する教育委 律(昭和31年法律第1	に。 : <b>員会規則の一部を改正する教</b> 62号)の一部改正により、非 :理を行うため、この教育委員
<ul><li>2 内容</li><li>数育委員会規則で引用す</li><li>3 施行期日</li></ul>	る法律の条項を	<b>)</b> 数めることとした(第	1条関係)。

この教育委員会規則は、令和2年4月1日から施行することとした。

を

に、

を

# 教育委員会規則

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 令和2年3月31日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

## 北海道教育委員会規則第2号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則 (北海道教育庁組織規則の一部改正)

第1条 北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「第10条」を「第11条」に、「第11条-第14条」を「第12条-第15条」に、「第15条-第17条」を「第16条-第18条」に、「第18条-第19条」を「第19条・第20条」に、

「第20条-第26条」を「第21条-第27条」に、「第5款 教職員局(第27条-第30条) 第6款 共通事項(第31条-第33条)」

「第5款 ICT教育推進局(第28条・第29条)

を 第6款 教職員局 (第30条-第33条) に、「第34条」を「第37条」に、「第 第7款 共通事項 (第34条-第36条) 」

35条 を「第38条」に改める。

第3条第3項中「学校教育局」の次に「、ICT教育推進局」を加える。

第4条第20号中「第22条」を「第23条」に改める。

第35条第1項第1号の表中

課 幼児教育推進局 幼児教育推進セ		上司の命を受け、特命の企画等に関する事 務を処理する。	事務職員
ジスター 課に置く室	主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理し、又 は整理する。	事務職員 技術職員 指導主事

Γ.				
_	課 幼児教育推進局 幼児教育推進セ ンター	主査	上司の命を受け、担任事務をつかさどる。	事務職員 技術職員 指導主事
	課に置く室	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事 務を処理する。	事務職員 技術職員
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理すると ともに、主任等の指導等に関する事務に従 事する。	
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

課 係長 上司の命を受け、係の事務をつかさどる。 事務職員

幼児教育推進局 幼児教育推進セ ンター	主査	上司の命を受け、担任事務をつかさどる。	技術職員 指導主事	
課に置く室	調査員	. , = ,	事務職員 技術職員	に
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理すると ともに、主任等の指導等に関する事務に従 事する。		
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。		

# 改め、同項第2号の表局の部中

局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員 を監督する。	事務職員
参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事 務を処理する。	
主幹	上司の命を受け、担任事務をつかさどる。	

を

Γ			
'	局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員 を監督する。	事務職員
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事 務を処理する。	
	主幹	上司の命を受け、担任事務をつかさどる。	事務職員 指導主事

に改め、

# 同項第3号の表局の部中

局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員 を監督する。	事務職員
参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事	

を

	務を処理する。	
主幹	上司の命を受け、担任事務をつかさどる。	

局長 上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員事務職員 を監督する。 参与 上司の命を受け、特命事項を処理する。 次長 局長を補佐し、局務を整理する。 上司の命を受け、特命の事務を処理する。 副参与 専門参事 上司の命を受け、特命の企画等に関する事 務を処理する。 上司の命を受け、担任事務をつかさどる。 事務職員 主幹 指導主事

に

改め、同条を第38条とする。

第34条を第37条とする。

第33条第1項中「ため、」の次に「係及び」を加え、同条を第36条とする。

第32条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同条を第35条とする。

(5) I C T 教育推進局 I C T 教育推進課

第31条中「第12条から前条まで(第15条、第18条、第20条及び第27条」を「第13条から前条まで(第16条、第19条、第21条、第28条及び第30条」に、「第9条」を「第10条」に改め、同条を第34条とする。

第6款を第7款とする。

第30条を第33条とする。

第29条第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加え、同条を第32条とする。

(4) 特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の報酬等の支給に関すること。

第28条第1項及び第2項を次のように改め、同条を第31条とする。

教職員課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立学校の職員の任免、分限(地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。)、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 県費負担教職員の任免、分限等の任命権の行使、服務の監督の技術的な基準及び研修に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 公立学校の教員の選考検査に関すること。
- (4) 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (5) 学校職員の評価に関すること。
- (6) 教育職員の免許状及び教育職員検定に関すること。
- (7) 学校の働き方改革に関すること。
- (8) 公立の中学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (9) 職員団体に関すること。
- (10)職員制度の調査研究に関すること。
- 2 教職員課担当課長は、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
  - (1) 道立学校の職員の服務に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
  - (2) 県費負担教職員の服務の監督の技術的な基準に関すること。
  - (3) 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

- (4) 学校の働き方改革に関すること。
- (5) 公立の中学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

第27条を第30条とする。

第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 ICT教育推進局

(ICT教育推進局の分課)

第28条 ICT教育推進局にICT教育推進課を置く。

(ICT教育推進課の事務)

- 第29条 ICT教育推進課においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 道立学校における児童生徒用情報端末の普及に関すること。
  - (2) 公立の小学校及び中学校並びに道立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。) 及び特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の検討及び推進に関すること。
- 2 ICT教育推進課担当課長は、ICT教育推進課の所掌事務のうち、次の事務をつか さどる。
  - (1) 公立の小学校及び中学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の検討及び推進に関すること。
  - (2) 道立の特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の検討及び推進に関すること。

第26条を第27条とする。

第25条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加え、同条を第26条とする。

(6) 全国高等学校総合体育大会に関すること。

第24条を削り、第23条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(教育環境支援課の事務)

- 第25条 教育環境支援課においては、次の事務をつかさどる。
  - (1) 学校教育の情報化の推進に関すること。
  - (2) 教職員研修計画の策定及び研修体系の検証・改善に関すること。
  - (3) 教職員の計画研修に係る企画及び総合調整に関すること。
  - (4) 北海道立教育研究所に関すること。
  - (5) 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。
- 2 教育環境支援課遠隔授業準備室においては、教育環境支援課の所掌事務のうち、遠隔 授業の配信機能の集中化に関する事務をつかさどる。

第22条を第23条とする。

第21条第1項第4号ア中「第18号」を「第19号」に改め、同項中第18号を第19号とし、 第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 国際交流の推進についての企画及び調整に関すること。

第21条第2項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加え、同条を第22条とする。

(6) 国際交流の推進についての企画及び調整に関すること。

第20条に次の1項を加え、同条を第21条とする。

2 教育環境支援課に遠隔授業準備室を置く。

第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条中第10号を削り、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項第5号中「、懲戒」を「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。)」に改め、同項中第26号を第27号とし、第7号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第6号中「、懲戒」を削り、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限(地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。)に関すること。
- 第12条第2項に次の1号を加え、同条を第13条とする。
- (13)事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限(地方公務員法第 28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職

を

を

に

を除く。)に関すること。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「前5条」を「前6条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(4) 公立の中学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関すること。

第7条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

(ICT教育推進局の事務)

第8条 ICT教育推進局においては、教育委員会の権限に属する事務の処理に関し、学校におけるICT教育の推進に関する事務(他局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(北海道立教育研究所管理規則の一部改正)

第2条 北海道立教育研究所管理規則(昭和44年北海道教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「教科に係る教育研究の相談」を「教育相談業務」に改め、同条第5号 に次のように加える。

ス生徒指導に関すること。

セ 教育相談に関すること。

第7条第2号中「生徒指導に係る教育研究」を「教育研究」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削る。

(北海道立美術館管理規則の一部改正)

第3条 北海道立美術館管理規則(平成4年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表館の部中

改め、同号の表北海道立三岸好太郎美術館の部中

館長 上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。

館長 専門的知識等に基づき、館の運営や事業の企画、立案等について助言するとともに、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。

改め、同項第2号の表館の部中

館長 館務を掌理し、所属職員を監督する。

館長 専門的知識等に基づき、館の運営や事業の企画、立案等について助言するとともに、館務を掌理し、所属職員を監督する。

改める。

# 附則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。

(北海道教育委員会公印規則の一部改正)

2 北海道教育委員会公印規則(昭和61年北海道教育委員会規則第26号)の一部を次のよう に改正する。

別表北海道教育庁本庁に置かれる局の局長の印の項中「第32条」を「第35条」に改める。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則をここに公布する。 令和2年3月31日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

#### 北海道教育委員会規則第3号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則 教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則を次のように定める。 (趣旨)

第1条 この教育委員会規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第8条に基づき、教育職員(給特条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「道立学校」という。)に勤務する者をいう。以下同じ。)の健康及び福祉を確保することにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会の所管する道立学校の教育職員が正規の勤務時間(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

- 第2条 教育委員会は、その所管する道立学校の教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
  - (1) 1か月について45時間
  - (2) 1年について360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅 な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合に は、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時 間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切 な管理を行う。
  - (1) 1か月について100時間未満
  - (2) 1年について720時間
  - (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月 及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
  - (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を 行う月数について6か月
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び 福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年8月31日までの間におけるこの教育委員会規則第2条第2項第3号の規定の適用については、同号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間(令和2年4月以後の期間に限る。)」とする。

北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則の一部を改正する 教育委員会規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

# 北海道教育委員会規則第4号

北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則の一部を改正 する教育委員会規則

北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則(平成24年北海道教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

#### 附 則

この教育委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 教育委員会訓令

# 北海道教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般

所 管 機 関

北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規程を廃止する教育委員会訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規程を廃止する教育委員会訓令 北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規程(昭和44年北海道教育委員会訓令第2 号)は、廃止する。

## 附則

この教育委員会訓令は、令和2年4月1日から施行する。

# 共 同 訓 令

#### 北 海 道

北海道教育委員会訓令第1号

北海道警察本部

庁 中 一 般 部 局

北海道青少年健全育成推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道知事鈴木直道北海道教育委員会教育長佐藤嘉大北海道警察本部長山岸直人

北海道青少年健全育成推進本部設置規程を廃止する訓令

北海道青少年健全育成推進本部設置規程(昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号)は、廃止する。

#### 附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 教育長訓令

## 北海道教育委員会教育長訓令第3号

庁 中 一 般 所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

(教育庁分課事務分掌規程の一部改正)

第1条 教育庁分課事務分掌規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を 次のように改正する。

第9条第2項中「及び学校経営指導」を「、学校経営指導及び働き方改革」に改め、同条第3項中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条の2を第9条とする。

第7条第8号中「非常勤職員及び臨時職員」を「特別職非常勤職員、会計年度任用職員 及び臨時的任用職員」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「グループ」を「係及びグループ」に改め、同条中「グループ」を「係及びグループ」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「(幼児教育推進局幼児教育推進センター長並びに課に置かれる担当課 長及び室長を含む。以下同じ。)」を削り、同条を第3条とする。

第1条の見出しを「(課長補佐等)」に改め、同条中「掲げる」の次に「課長補佐及び 主幹並びに係及び」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(課長補佐の担当区分)

- 第2条 課長補佐の担当する係の区分は、課長(幼児教育推進局幼児教育推進センター長並びに課に置かれる担当課長及び室長を含む。以下同じ。)が定める。
- 2 課長は、課長補佐の担当区分を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、その内容を教育部長に報告しなければならない。 別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第1条関係)

3	第1欄	第	2 欄
総務政策局	総務課	課長補佐 総務係 行政管理係 予算係 人事係 給与制度係	5人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 法制係 訟務係 決算・会計指導係 職員公務管理係	4人とする。
	施設課	課長補佐 施設企画係 道立学校係 施設助成係 建築保全係	4人とする。 総括主査を含む。
	教育政策課	課長補佐 政策企画係 教育計画係 定数政策係 広報広聴係	4人とする。 総括主査を含む。
生涯学習推進局	生涯学習課	課長補佐 生涯学習推進係 社会教育係 読書推進係 生涯学習センターグルー プ(主幹を含む。) ネイパル砂川グループ (主幹を含む。)	4人とする。 総括主査を含む。 北海道立青少年体験活動 支援施設ネイパル砂川駐 在 北海道立青少年体験活動

		(主幹を含む。)	支援施設ネイパル深川駐 在
		ネイパル森グループ(主 幹を含む。) ネイパル北見グループ (主幹を含む。)	北海道立青少年体験活動 支援施設ネイパル森駐在
		ネイパル足寄グループ (主幹を含む。)	.—
		ネイパル厚岸グループ (主幹を含む。)	北海道立青少年体験活動 支援施設ネイパル厚岸駐 在
	文化財・博物館課	課長補佐 博物館係 美術館係 文化財保護係	4人とする。 総括主査を含む。
		文化財調査係 北方民族博物館グループ (主幹を含む。) 文学館グループ(主幹を	北海道立北方民族博物館 駐在 北海道立文学館駐在
		含む。) 釧路芸術館グループ(主 幹を含む。)	北海道立釧路芸術館駐在
幼児教育推 進局	幼児教育推進セ ンター	課長補佐 幼児教育推進係	総括主査を含む。
学校教育局	高校教育課	課長補佐 主幹 高校予算係 高校教育指導係 高校入試改善係 キャリア教育指導係	4人とする。 3人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 高校配置係 学校制度係	2人とする。
	(担当課長)	課長補佐 高校企画・支援係 国際交流係	2人とする。
	義務教育課	課長補佐 企画・支援係 義務教育指導係 学力向上推進係	3人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 就学支援係 子ども地域支援係	2人とする。
	特別支援教育課	課長補佐 特別支援教育企画係 特別支援学校配置係	4人とする。 総括主査を含む。

		性则主控数去比道度	
		特別支援教育指導係特別支援教育振興係	
	教育環境支援課	課長補佐 情報化推進係 情報教育指導係 教職員研修係	3人とする。 総括主査を含む。
	(遠隔授業準備 室)	課長補佐 遠隔授業準備係	2人とする。
	健康・体育課	課長補佐 企画・調整係 健康・体育指導係 学校給食振興係 学校給食指導係 高校総体企画係 高校総体競技係	6人とする。 総括主査を含む。
	生徒指導·学校 安全課	課長補佐 企画・調整係 生徒指導(問題行動等) 係 生徒指導(学校安全)係	3人とする。 総括主査を含む。
ICT教育 推進局	I C T 教育推進課 (担当課長) (担当課長)	課長補佐 ICT教育推進係	
教職員局	教職員課	課長補佐 小中学校人事係 教員選考検査係 人事企画係 道立学校人事係 免許係	4人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 主幹 服務制度係 働き方改革係 部活動対策推進係	3人とする。 2人とする。
	(職員制度室)	課長補佐 職員制度係	
	教職員事務課	課長補佐 給与決定係 給与費管理・支給係	2人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 事務局手当認定・旅費係 道立学校手当認定第一係 道立学校手当認定第二係 市町村立学校手当認定第 一係	8人とする。

	市町村立学校手当認定第 二係 道立学校旅費係 市町村立学校旅費第一係 市町村立学校旅費第二係	
福利課	課長補佐 企画福祉係 健康管理係 健康支援係	3人とする。 総括主査を含む。

別表第2中「第4条」を「第5条」に改め、同表局の項を次のように改める。

局 義務教育指導監 主幹 地域連携担当 主幹 学校経営指導担当(石狩、上川及び十勝の教育局に限 主幹 働き方改革担当(渡島及び上川の教育局に限る。)	艮る。)
-------------------------------------------------------------------------------------	------

(教育庁職員等健康管理規程の一部改正)

第2条 教育庁職員等健康管理規程(昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部 を次のように改正する。

(北海道教育庁等専決代決規程の一部改正)

第3条 北海道教育庁等専決代決規程(平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「グループリーダー」を「課長補佐及びグループリーダー」に改め、 同条中「グループリーダー」を「課長補佐及びグループリーダー」に改める。

第10条の見出し中「教育局」を「本庁及び教育局」に改め、同条中「教育局」を「本庁及び教育局」に改める。

別表第1課長、担当課長又は室長の項に次の1号を加える。

39 会計年度任用職員(主事(非常勤)を除く。)、特別職非常勤職員及び臨時的任用 職員の任用

別表第1教育局の局長の項第15号を次のように改める。

15 会計年度任用職員、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用

別表第1道立学校及び道立生涯学習推進センターを除く所管機関の長の項を次のように改める。

別表第2総務政策局の部総務課の項課長又は担当課長の欄第4号を「会計年度任用職員 (主事(非常勤))の任用」に改め、同表生涯学習推進局の部生涯学習課の項課長又は担 当課長の欄第7号を「道立生涯学習推進センターに係る会計年度任用職員及び臨時的任用 職員の任用」に改め、第8号及び第9号を削る。

別表第4中「教育局」を「本庁及び教育局」に改める。

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第4条 教育庁文書管理規程 (平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号) の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「主幹(社会教育主幹及び学芸主幹を含む。)」を「課長補佐及び主幹(社会教育主幹及び学芸主幹を含む。)」に改める。

第22条第2項の表を次のように改める。

区分	記号
----	----

本庁の課(教育政策課、文化財・博物館課、幼児教育 推進局幼児教育推進センター、教育環境支援課、健康 ・体育課、生徒指導・学校安全課、ICT教育推進課、 教職員課及び教職員事務課を除く。)	教の文字に当該課の頭文字 を付したもの
教育政策課	教政
文化財・博物館課	教文博
幼児教育推進局幼児教育推進センター	教幼セ
教育環境支援課	教環
健康・体育課	教健体
生徒指導・学校安全課	教生学
ICT教育推進課	教ICT
教職員課	教職
教職員事務課	教事
出先機関	教の文字に当該出先機関の 頭文字を付したもの

第23条中「グループ、室、係」を「室、係、グループ」に改める。

別記第4号様式中 「主 管 「主 管 課 「主 管 課 別記第4号様式中 グループ」を 係 グループ」 に改める。

名」 に改める。

# 附 則

(施行期日)

- 1 この教育長訓令は、令和2年4月1日から施行する。
  - (職員の経過措置)
- 2 この教育長訓令の施行の日の前日において、現に次の表に掲げる局の課又はセンターの 主幹の職にある者 (グループ配置を命ぜられていない者を除く。) は、別に発令がないと きは、それぞれ、引き続き同一の局の課又はセンターの課長補佐の職を命じられたものと する。

局	課又はセンター
総務政策局	総務課
	施設課
	教育政策課
生涯学習推進局	生涯学習課(生涯学習センターグループ及びネイパルグループを除 く。)

	文化財・博物館課(北方民族博物館グループ、文学館グループ及び釧路芸術館グループを除く。)		
幼児教育推進局	幼児教育推進センター		
学校教育局	高校教育課		
	義務教育課		
	特別支援教育課		
	教育環境支援課		
	健康・体育課		
	生徒指導・学校安全課		
教職員局	教職員課		
	教職員事務課		
	福利課		

3 この教育長訓令の施行の日の前日において、現に次の表の第1欄に掲げる局の課又はセンターのグループに勤務を命じられている者(主幹を除く。)は、別に発令がないときは、それぞれ、引き続き同一の局の課又はセンターにおける同表の第2欄に掲げる係に勤務を命じられたものとする。

第1欄			第2欄
総務政策局	総務課	予算グループ	予算係
		人事グループ	人事係
		給与制度グループ	給与制度係
	(担当課長)	法制グループ	法制係
		訟務グループ	訟務係
		決算・会計指導グループ	決算・会計指導係
	施設課	施設企画グループ	施設企画係
		道立学校グループ	道立学校係
		施設助成グループ	施設助成係
		建築保全グループ	建築保全係
	教育政策課	政策企画グループ	政策企画係
		教育計画グループ	教育計画係
		定数政策グループ	定数政策係

	I	<u> </u>	1
		広報広聴グループ	広報広聴係
生涯学習推進局		文化財保護グループ	文化財保護係
问	物館課	文化財調査グループ	文化財調査係
幼児教育推局	幼児教育推進 センター	幼児教育推進グループ	幼児教育推進係
学校教育局	高校教育課	高校予算グループ	高校予算係
		キャリア教育指導グループ	キャリア教育指導係
	(担当課長)	高校配置グループ	高校配置係
		学校制度グループ	学校制度係
	(担当課長)	高校企画・支援グループ	高校企画・支援係
	義務教育課	学力向上推進グループ	学力向上推進係
	(担当課長)	就学支援グループ	就学支援係
		子ども地域支援グループ	子ども地域支援係
	教育環境支援 課	教職員研修グループ	教職員研修係
教職員局	教職員課	人事企画グループ	人事企画係
		道立学校人事グループ	道立学校人事係
		免許グループ	免許係
	(担当課長)	服務制度グループ	服務制度係
		働き方改革グループ	働き方改革係
	(職員制度室 長)	職員制度グループ	職員制度係
	教職員事務課	給与決定グループ	給与決定係
		給与支給グループ	給与費管理・支給係
		給与費管理グループ	給与費管理・支給係
	(担当課長)	事務局手当認定・旅費グループ	事務局手当認定・旅費係
		道立学校手当認定第一グループ	道立学校手当認定第一係
		道立学校手当認定第二グループ	道立学校手当認定第二係

1	1		
		市町村立学校手当認定第一グ ループ	市町村立学校手当認定第一 係
		市町村立学校手当認定第二グループ	市町村立学校手当認定第二 係
		道立学校旅費グループ	道立学校旅費係
		市町村立学校旅費第一グルー プ	市町村立学校旅費第一係
		市町村立学校旅費第二グループ	市町村立学校旅費第二係
	福利課	企画福祉グループ	企画福祉係
		健康管理グループ	健康管理係
		健康支援グループ	健康支援係